

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の概要

1 計画策定の背景及び目的

本県におけるイノシシによる農作物被害は、野生鳥獣による被害金額の多くを占めており、また、生息域の拡大に伴って市街地出没等の新たな問題が発生するなど、イノシシによる被害は深刻な状況である。

このため、イノシシによる農作物被害の軽減及び生活環境被害の防止を目的に、「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 管理が行われるべき区域

県内全域

5 現状

第2次計画では、被害防除・生息環境管理・捕獲等による総合的な対策を実施した。

(ア) 被害防除

令和2年度のイノシシによる農業被害額は1億7,500万円であり、有害鳥獣被害の多くを占め、深刻な状況である。防護柵の設置を積極的に進めており、令和2年度末時点で3,815 kmとなっている。

(イ) 生息環境管理

アンケート調査結果から、イノシシ生息域の拡大が示された。また、ナラ枯れが多数発生しており、餌資源の減少や下層植性に変化を及ぼしている可能性がある。

(ウ) 捕獲

イノシシの捕獲数は年度により波はあるものの、増加傾向にあり、令和2年度は31,861頭となった。その内訳は、主に市町村が実施する許可捕獲に基づく有害捕獲が30,016頭、狩猟による捕獲は1,176頭となっている。また、県独自で生息域拡大や豚熱（CSF）侵入を防止するために指定管理鳥獣捕獲等事業で669頭捕獲している。

捕獲者（狩猟免許所持者）は、第1種銃猟免許所持者減少にとともに、昭和53年度をピークに減少傾向にある。しかし、平成4年度以降はわな猟免許所持者数が増加し、平成30年度以降は網猟、わな猟免許所持者の合計が、第1種、第二種銃猟免許所持者の合計を上回っている。また、平成27年度以降は60歳未満の免許所持者が増加傾向にある。

(エ) その他

豚熱の県内侵入防止のため、捕獲を実施するとともに、捕獲の際にはウイルスを拡散することがないように、必要な防疫措置を講じた。

6 第2次計画の評価

【目標①】農作物被害の抑制

農作物被害額は、平成28年度以降、減少傾向となったものの、依然として深刻な状況にある。

【目標②】生活環境被害の抑制

イノシシの市街地出没は年に数回発生しており、その際には、関係機関を通じた周辺住民への周知を行うとともに、関係機関の役割分担等を取りまとめた「千葉県イノシシ等市街地出没対応ガイドライン」を作成し、人身被害防止に努めた

【目標③】生息域の拡大防止

県では、分布外縁部で指定管理鳥獣捕獲等事業を実施したほか、出現しにくい環境整備には適正な森林整備や耕作放棄地の解消等の生息環境管理が重要であることを周知するため、関係職員の知識向上のための講習会や、地域ぐるみの対策実施を支援してきたが、目撃、捕獲される市町村は増加傾向となり、分布域の広がりがみられる。

【数値目標】

第2次計画では、「農家組合長等を対象とした野生獣アンケート調査で、イノシシによる農業被害が「深刻」及び「大きい」と回答する割合を15%以下とする」ことを目標とした。アンケート調査結果では、「深刻」、「大きい」の回答割合が21%であり、目標は達成されなかった。

7 第3次計画の目標

(1) 管理の目標

自然環境とバランスのとれた形でイノシシの個体群管理を図りつつ、以下を管理の目標とする。

- ① 農作物被害の抑制
- ② 生活環境被害の抑制
- ③ 分布域の拡大防止

数値目標として、以下を定める。

- ・野生獣アンケート調査でイノシシによる農業被害が「深刻」及び「大きい」と回答する割合を15%以下とする。
- ・注意地域の市町村を増やす。
- ・農作物被害の抑制や分布拡大を防止するため、捕獲の強化を図ることとし、前計画期間の捕獲実績の上乗せを目指し、年間捕獲目標数をおおむね3万頭とする。

8 目標達成のための方策

① 総合的な対策の推進

イノシシによる農作物被害を減少させるには、防護柵の設置により物理的にイノシシの侵入を遮断するとともに、農地に出現しにくい環境づくりを実施することが効果的であり、これらを適切かつ十分に行うとともに捕獲による個体数管理を行い、総合的な対策を推進する。

② 区域の設定

イノシシの生息状況や農作物被害の状況は地域によって異なることから、各市町村をイノシシの捕獲状況や被害状況、最新の出没状況に応じて、「被害対策地域」「拡大防止地域」「前線地域」「注意地域」の4つに区分する。

(1) 被害防除

地域単位での防護柵の設置を推進するとともに、状況に応じて適切な柵を選定し、なるべく柵が途中で途切れないようにする等、効果的な設置に努める。

また、設置した防護柵を集落等の地域の力で維持管理するよう促進するとともに、県は市町村等とともに、維持管理が適切に図られるよう指導・助言を行う。

防護柵の効果が薄い地域においては、環境診断の実施により、効果的な防護柵の種類の選択や設置方法の見直しを行う。

(2) 生息環境管理

農作物被害を軽減するには、防護柵の設置や捕獲だけでなく、集落にイノシシを寄せ付けない環境づくりが必要である。このため、生息環境管理の積極的な実施を促すことで、イノシシの集落への侵入を防止するとともに、人との軋轢を抑制する。

近年、発生が増加が確認されているナラ枯れによる餌資源の減少や下層食性の変化が、イノシシを含めた野生鳥獣の生息に及ぼす影響について調査、情報収集を行う。

(3) 個体数管理（捕獲の取組）

地域の状況に応じて個体数管理の役割を位置づけ、適切な方法を選択するとともに、地域の実情に応じた捕獲体制の整備を進める。

ア. 地域区分ごとの方針

「被害対策地域」「拡大防止地域」「前線地域及び注意地域」ごとの捕獲方針に従い、捕獲を推進する。

イ. 個体数管理の方法

(ア) 狩猟

狩猟は野生鳥獣の捕獲の重要な手段であるが、全捕獲数のうち狩猟による捕獲の割合は1割に満たない程度であり、一層の狩猟捕獲の増加を図るべく、狩猟免許取得者、特に捕獲割合の高いわな猟免許所持者の確保に努める。

なお、狩猟による捕獲を促進するため、法第14条第3項に基づき、輪の直径が15cm以下の足くくりわなによる狩猟を認めることとする。

(イ) 許可捕獲（数の調整目的）

市町村による有害捕獲は個体数管理の核となる取組であることから、引き続き市町村が主体となって捕獲を実施する。市町村は、活用可能な事業を積極的に利用し、効果的・効率的な実施に努める。県は市町村の捕獲への取組に対し、補助金等により積極的に支援をする。

(ウ) 許可捕獲（被害防止目的）

市町村による有害捕獲は個体数管理の核となる取組であることから、引き続き市町村が主体となって捕獲を実施する。市町村は、鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画を策定し、活用可能な事業を積極的に利用し、効果的・効率的な実

施に努める。県は広域捕獲の取組を促進するとともに、市町村の捕獲への取組に対し、補助金等により積極的に支援をする。

(エ) 指定管理鳥獣捕獲等事業

既存の市町村による有害捕獲に加え、必要に応じて県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。実施にあたっては、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の実施方法等を指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める。

(オ) ICT 技術の活用の推進

ICT 技術を積極的に推進することにより、わなの見回りを省力化する等して、効果的かつ効率的な捕獲につなげる。

(4) 普及啓発及び人材育成

総合的な対策を効果的に実施する上では、正しい情報に基づき被害の低減に有効な対策を確実に実施することが重要である。また、対策の担い手を確保し、その知識・技術水準の向上を図ることで効果的な対策の実施が可能となることから、以下の方策を進める。

ア. 普及啓発

- ・事前対策及び初期対応の徹底
- ・普及啓発教材の活用
- ・放獣や飼育イノシシの脱走防止

イ. 人材育成

- ・地域ぐるみの対策の推進
- ・捕獲の担い手確保
- ・関係職員の専門性の向上

9 その他

(1) 捕獲されたイノシシの食肉利用

衛生的で安全なイノシシ肉の流通促進等をおし、捕獲されたイノシシを地域資源として有効活用を図る。

(2) 捕獲個体の処理

捕獲数の増加に伴い捕獲個体の処理に係る負担が課題となっていることなどから、有害鳥獣専用の焼却処理施設の設置を希望する地域については、国庫補助事業の活用を促す。

(3) 市街地出沒への対応体制の整備

イノシシの市街地出沒に対応するため、県は出沒時の対応を整理した「千葉県イノシシ等市街地出沒対応ガイドライン」に基づき、市町村や関係機関は対応体制を整備する。

(4) モニタリング等の調査研究

イノシシを科学的・計画的に管理していくためには、長期にわたるモニタリング調査が必要であるため、捕獲状況及び捕獲個体並びに被害状況について継続的に調査し、その動向を把握するとともに、随時、管理方法を見直す。

(5) 事例収集

集落単位での被害対策の成功事例を収集し、市町村と連携しながら普及啓発を行う。

(6) 情報公開

計画内容や収集した情報の分析結果等、イノシシ管理に係る情報公開を積極的に行い、農林業団体、自然保護団体等、広く県民の合意形成を図るよう努める。

(7) 豚熱（CSF）まん延の防止

環境省及び農林水産省からの通知に基づき、関係機関と連携のうえ、野生イノシシの捕獲重点エリアを設定し、捕獲の強化を図るとともに、捕獲時等の防疫措置の実施を推進する。

(8) 実施体制

ア. 施策の推進体制

千葉県野生鳥獣対策本部において、各主体が一体となってイノシシ対策を総合的に推進していく。また、各主体が適切な役割分担のもと被害対策に取り組むとともに、地域ぐるみの対策を実施する体制の強化を図る。

なお、イノシシ被害対策にあたっては、被害防止計画に基づき市町村が主体的に被害防除や捕獲を行うこととする。しかし、単一市町村の実施では被害を十分に防止することが困難である場合には、県は広域的な捕獲の実施体制について、関係市町村と連携を図ることとする。

イ. 施策の検証体制

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するために、千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会において、計画に基づき実施された施策の効果を評価・検証する。